

市内経済牽引企業の創出に向けた基礎調査・研究業務 回答表

令和4年7月 15 日

| 記載箇所 | 質問 | 回答 |
|--|----------------------------------|--|
| | 再委託(外注)をした場合、委託比率は何%まで許容範囲でしょうか。 | <p>業務内容の一部を別の第三者に再委託することは、原則として禁止しておりますが、役務の一部であって、その性質上特にやむを得ないと認められる場合には、本市の承諾を得たうえで、再委託を行うことができることとしております。</p> <p>よって、再委託を行う業務内容が一部の補助的・付随的部分か、性質上やむを得ないものか、再委託が一般的な内容か等の基準により、本市との協議や承認に基づき例外として認めるか判断します。</p> |
| <p>公募型企画競争提案説明書 7 企画提案に係る手続き・スケジュール (2)スケジュール ④審査の実施</p> | 審査会は、オンラインでの参加も可能でしょうか。 | 7月25日(月)の審査は、オンラインでの出席が可能です。その際、事前に提出した企画提案書に基づいてプレゼンテーションを実施し、画面共有機能の使用、追加の資料配布、事業者名の明示を行わないことが条件となります。 |